雇用保険の教育訓練給付制度
（一般・特定一般・専門実践）の利用について

電子申請で
支給要件が確認できます

ハローワーク八王子
雇用保険給付課
（1階12番窓口）
TEL：042-648-8656
八王子市子安町1-13-1

スタート

現在働いている
（雇用保険の被保険者）

→ いいえ → **以前は働いていた**
（雇用保険の被保険者）

はい → **教育訓練給付制度を初めて利用する**

以前は働いていた
（雇用保険の被保険者）

はい → **離職後1年以内である**

いいえ → **以前に受講した講座の受講開始日から3年以上経過している**

教育訓練給付制度を初めて利用する

はい → **雇用保険加入期間が1年以上ある**
※専門実践教育訓練の場合は、2年以上

いいえ → **以前に受講した講座の受講開始日から3年以上経過している**

雇用保険加入期間が1年以上ある

いいえ → **利用対象外**

はい → **利用対象**

以前に受講した講座の受講開始日から3年以上経過している

はい → **利用対象**

いいえ → **利用対象外**

離職後1年以内である

いいえ → **利用対象外**

雇用保険の教育訓練給付制度について

※専門実践・特定一般教育訓練講座の場合、
キャリアコンサルタントと事前の面接が必要です。
※受講料を自らの名義で支払う必要があります。
※転職している場合、退職から再就職までの空白期間が
1年以内であれば合計期間で計算可能。

- ■過去に利用したことがある方は前回利用から3年以上たっていればOK
- ■初めて利用する方は１年以上の勤務でOK
（専門実践教育訓練講座の場合2年）
- ■仕事をやめてしまっていても1年以内ならOK

自立支援教育訓練給付金は…

■雇用保険の利用対象の方■
支給割合から
雇用保険の支給額を差し引いた額
を支給します。
■利用対象外の方■
支給割合の金額を支給します。